

問合せ 選挙管理委員会 (☎ 76 - 1104)

投票日
4/9 (日)

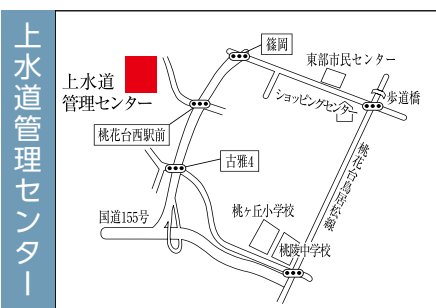
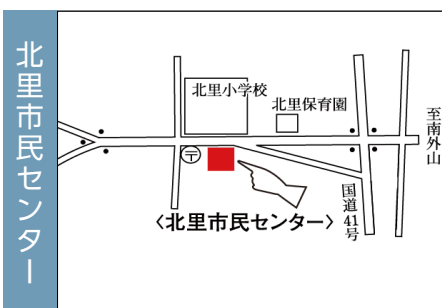
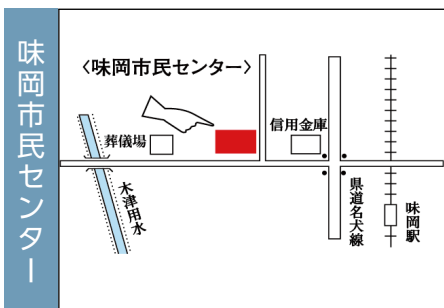
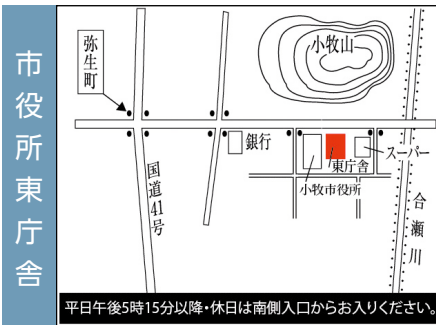
投票時間
7:00 ~ 20:00

投票所
投票所入場券に記載

- 1 投票所入場券が届く
- 2 投票日に投票所へ行く
- 3 受付で投票用紙を受け取る
- 4 記入し、投票箱へ投函

期日前投票 期間 4/1 (土) ~ 8 (土)

投票日当日に以下のような理由で投票に行くことができない方は、期日前投票制度をご利用ください。



1. 仕事に従事している
2. 市外に旅行中または滞在中
3. 病気・妊娠等で歩行が困難であると考えられる など

- 場所**
- ① 市役所東庁舎期日前投票所 (堀の内 3 - 1)
 - ② 上水道管理センター期日前投票所 (古雅 4 - 117)
 - ③ 味岡市民センター期日前投票所 (久保新町 60)
 - ④ 北里市民センター期日前投票所 (下小針中島 2 - 130)

時間 8:30 ~ 20:00

あらかじめ宣誓書に記入をお願いします

投票所入場券の裏面に、期日前投票の際に必要な「宣誓書」の様式が印刷されています。円滑に投票するため、あらかじめ宣誓書に必要な事項の記入をお願いします。

不在者投票

遠隔地に滞在中の方、病院・施設等に入院・入所中の方、体の不自由な方などは、不在者投票制度を利用してください。

期間 期日前投票と同じ
時間 8:30 ~ 20:00
場所 市役所東庁舎不在者投票所 (堀の内 3 - 1)

対象	問合せなど
遠隔地に滞在されている方	滞在地の選挙管理委員会
病院・施設などに入院・入所中の方	病院・施設などの事務局
期日前投票をする時点では選挙権を有していない方 ※例えば投票日には18歳を迎えるが、期日前投票をする時点では17歳の方など	市選挙管理委員会 ※市役所東庁舎不在者投票所でのみ投票可能
右表の○に該当する方 ※現在いる場所で投票用紙を記載し、郵送等で投票可	市選挙管理委員会 ※郵便等投票証明書の交付を受け、投票日の4日前の17:00までに投票用紙の請求が必要

身体障害者手帳	障がいの種類	障がいの程度		
		1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	両下肢、体幹、移動機能	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	-	○
	免疫、肝臓	○	○	○

戦傷病者手帳	障がいの種類	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	両下肢、体幹	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

※手帳の等級はそれぞれの障がいに関する個別等級を対象とします。

介護保険被保険者証の要介護状態区分	
要介護5	○

上表に該当する方のうち代理記載制度を利用できる方

身体障害者手帳	障がいの種類	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がいの種類	障がいの程度		
					特別項症	第1項症	第2項症
上肢・視覚	上肢・視覚	1級	上肢・視覚	特別項症	第1項症	第2項症	